

第5章 実現化の方策

1 都市計画マスタープランの意義と施策への展開

(1) 都市計画マスタープランの意義

都市計画マスタープランの策定については、「まちの将来像の明確化」、「都市計画行政の行動指針の明確化」などの意義があります。この2つの意義を踏まえた以下の取り組み方針に基づき、都市計画マスタープランの実現に向けた取り組みを推進します。

■「まちの将来像の明確化」を踏まえた取り組み方針

都市計画マスタープランで示したまちの将来像は、概ね20年後の将来を見据え「まちづくりの基本理念と目標」、「将来の都市構造」により、明らかにしています。

その実現には、都市計画分野において積極的に取り組むことが必要であるものの、都市計画以外の分野における取り組みも必要であり、上位計画である「田辺市総合計画」などとの連携を図りながら、まちの将来像の実現に向けた取り組みを推進します。

具体的には、地球温暖化問題、超高齢社会への対応、都市防災対策、産業などの地域活力の向上、景観形成など、都市計画行政のみで対応できない内容も多く含まれていることから、庁内外の他の分野との連携を強め、取り組みを推進します。

■「都市計画行政の行動指針の明確化」を踏まえた取り組み方針

都市計画マスタープランは、土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画行政の指針となります。

都市計画マスタープランに基づき、早期に、集約型都市構造形成に向けた都市計画区域及び用途地域の見直し、機能的な道路網の整備に向けた都市計画道路の見直しを検討します。また、道路等の整備と同時に宅地の区画形状を整える土地区画整理事業、都市計画区域外の集落地等の土地利用の整序を誘導する準都市計画区域等の都市計画手法の活用についても、積極的に検討します。

(2) 施策への展開

都市計画マスタープランには、事業名などの具体的な施策の記載があるものと、事業名などがなく施策への展開の方針や考え方のみが記載しているものがあります。以下の事項に留意しながら、適切な施策への展開に努めます。

■ 市内連携体制の強化

都市計画に関わる施策は、産業、観光、教育、文化、福祉、環境、防災等の様々な分野に密接な関わりがあります。例えば、都市計画道路の整備については、産業振興、交流機会の充実、防災基盤の充実などに効果があるとともに、周辺の自然的環境や住環境にも配慮する必要があります。

そのため、都市計画に関わる施策の適切な実施に向けて、幅広い部門との連携が行えるように、市内連携体制の強化に努めます。

■ 関係機関への働きかけ

都市計画の決定権限の市町村への移譲の拡大など都市計画の地方分権が進められています。しかし、これまでに国・県などに蓄積された情報や経験を踏まえた、より良い施策の展開が必要であり、これからも、国・県などの関係機関に対して協力などの働きかけを行います。

国・県などが主体的に進めるべき広域的な調整が必要な都市計画については、住民の意向を踏まえながら、適切な要望などの働きかけを行います。

■ 的確な施策と財源確保

まちづくりの目標で示している「交流人口の増大」「産業の活性化」「機能的で暮らしやすい生活環境の創出」を達成すべく、市の厳しい財政状況を考慮した効率的な投資を行うために、優先性や効果を見極めた的確な施策の実施に努めます。市が保有する既存施設等の有効活用を検討するとともに、民間活力の活用等も検討します。

また、国・県における交付金制度などの活用について検討を行いながら進めていきます。

2 総合的な協働体制の構築

(1) 役割分担

多様化・高度化する要望に対応し、都市計画に関わるまちづくりを総合的、計画的に進めていくためには、住民（住民団体、NPOを含む）、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割分担のもと、相互に協力・連携する必要があります。そのための体制づくりの考え方を以下に示します。

■住民の役割

<個人として>

- ・土地利用の方針に沿った開発・建築への配慮
- ・ボランティア活動への取り組み
- ・まちに対する誇りと愛着につながる諸活動への参加 など

<地域や組織として>

- ・地域や自治会等の組織の強化
- ・他の地域や組織、まちづくり団体との連携 など

■事業者の役割

<事業者として>

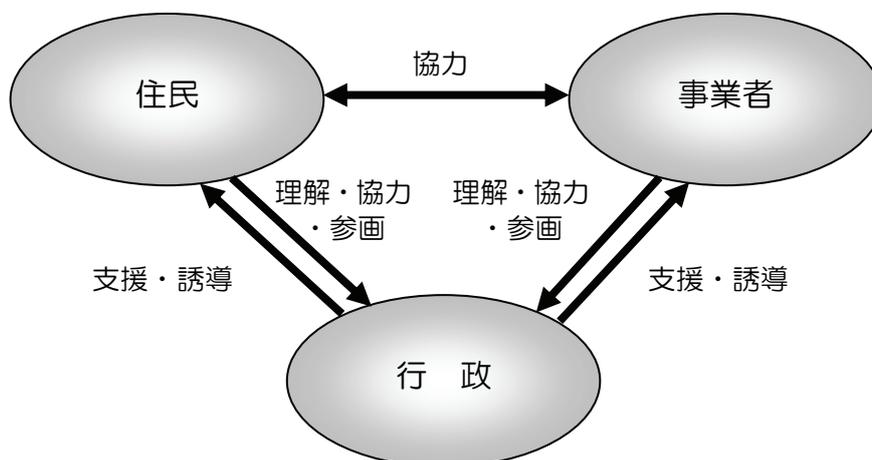
- ・土地利用の方針に沿った開発・建築への配慮
- ・企業活動を通じたまちづくりへの取り組み
- ・専門性を活かしたまちづくりへの取り組み
- ・イベントなどを通じた地域との関わりの充実 など

■行政の役割

<住民や事業者の活動を支援する行政として>

- ・行政内の横断的な支援体制の強化
- ・まちづくり情報の積極的な提供、発信
- ・市民活動の支援と連携 など

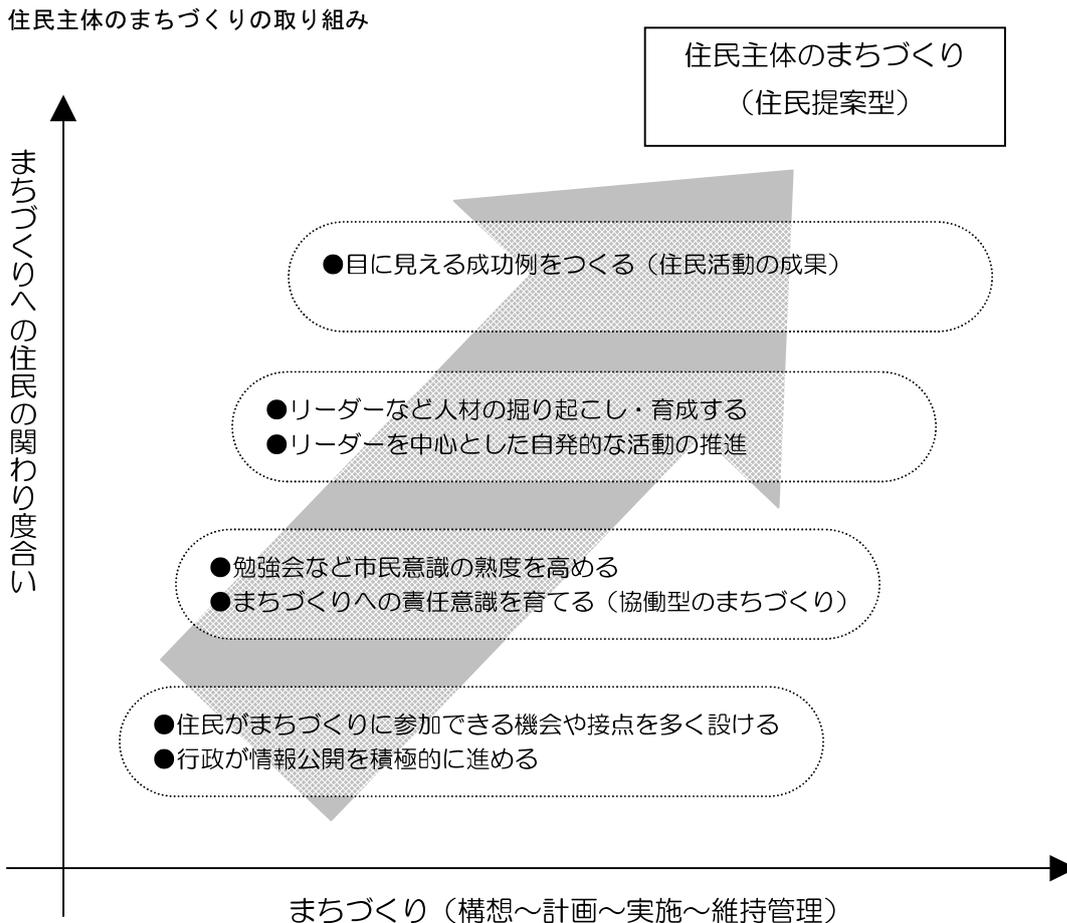
住民、事業者、行政の関係イメージ



(2) 住民主体のまちづくりの取り組み

都市計画に関わるまちづくりを実現させていくためには、まちの主役である住民の皆さま（住民団体、NPOを含む）の参加・協働が不可欠です。しかし、まちづくりは一朝一夕で終わるものではなく、多種多様で専門的な知識や情報が必要な部分もあることから、一概に参加・協働と言ってもスムーズには行きません。

このため、住民の皆さまが継続的にまちづくりに関わりをもち、住民主体のまちづくりへの機運を高めていけるような仕組みづくりを検討します。



＜参考＞都市計画提案制度

「都市計画提案制度」とは、土地の所有者やまちづくりNPOあるいは民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の3分の2以上の同意等一定の条件を満たした場合に都市計画の提案をすることができる制度です。市は、総合計画や都市計画マスタープラン、その他各種関連計画との整合性から、提案された内容の妥当性を検討し、必要に応じて都市計画の決定又は変更を行います。

都市計画提案制度は、住民の皆さまが主役のまちづくりにおいて重要な機能を果たすことから、制度活用に向けて住民の皆さまへの周知に努めます。